

会 議 録		令和8年2月17日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府城陽警察署協議会（令和7年度第4回）		
開催日	令和8年2月9日（月曜日）		
時 間	午後1時30分から午後3時40分までの間（130分）		
場 所	京都府城陽警察署 道場		
出席者	大久保会長、浦畑副会長、武田委員、森委員、亀川委員、水田委員、中川委員、島本委員、田中委員、吉岡委員 （欠席 今西委員） 計10人		
	副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計9人		
諮 問 事 項	1 令和7年中の犯罪情勢について 2 令和7年中の交通情勢と自転車の取締りについて		
会 議 内 容	1 副署長挨拶 司会 警務課長 2 会長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 令和7年中の犯罪情勢について～生活安全課長 【委員】万引きが多いということだが、生活に切羽詰まって食料品を万引きするということか。 【警察】確かに食料品が多いが、切羽詰まってというより、支払うお金がもったいないという理由が多い。 【委員】万引きも厳しく罰してもらいたい。常習者は罪が重くならないのか。 【警察】処分を決めるのは警察ではなく、検察庁や裁判所であり警察で処分の軽重を決めているわけではない。万引きのような窃盗罪は累犯規定もあるので常習者の場合は状況によって罰は厳しくなっていく。 【委員】認知症高齢者の万引きも多いと聞かすが、認知症のふりをすれば許されると思っている高齢者も多いのではないか。 【警察】認知症だからと言って必ずしも罪にならないというものではない。そこはケースバイケースである。 【委員】店側で犯人を捕まえた場合、写真を撮って店にさらすのは駄目なのか。 【警察】それは他の問題が生じることになるので絶対にやめていただきたい。		

会 議
内 容

【委員】店側の立場で言わせてもらえば、万引き犯個人個人の盗む金額は少なくても、大型店舗になれば被害額が1年で数千万円に及ぶこともあり、決して看過できない問題であり、店側としてもいろいろと対策を考えていかねばならないと思っている。

【警察】当署では窃盗事件の3分の1を万引きが占めているため、管内のスーパーやコンビニと抑止対策を講じていきたいと思っているので御協力をお願いしたい。

(2) 諮問事項説明

令和7年中の交通情勢と自転車の取締りについて～交通課長

【委員】城陽市内での交通事故件数が減っているのは良い傾向であるが、死亡事故が減っていないのはどういうことか。

【警察】死亡事故2件については、発生場所が国道307号と鉄道踏切内であり、事故多発場所ではなかったことから取締りの重点箇所とはなっていなかった。今後は多発場所以外でも対策を講じていく必要があると痛感している。

【委員】自転車の取締りで16歳以上は青切符が切れるようになるとのことであるが、16歳未満はおとがめなしか。

【警察】反則告知はできないが、指導警告は可能である。

【委員】16歳未満の子が繰り返し違反をしても何もできないのか。

【警察】本人への指導警告のほか、保護者への指導などはしていく必要がある。また、悪質重大な特定の違反については、16歳未満であっても14歳以上であれば赤切符で処理される場合もある。

【委員】自転車の青切符制度について事前説明会や講習会は行わないのか。

【警察】市民全てに説明会を行うというのは難しいが、高齢者施設や学校などへは出向いて説明している。委員の皆さんもいろいろな役をされていると思うが、いろいろな集まりで説明をしてほしいという希望があれば可能な限り対応させていただくので遠慮なく申し出ていただきたい。

4 委員講演

「行方不明捜索犬」(マントレーリングドック)

～犬から見たニオイの世界 行方不明者捜索への活用法～亀川委員

5 事務連絡

令和8年度第1回京都府城陽警察署協議会は、令和8年6月中旬に実施予定である。

第4回京都府城陽警察署協議会の開催状況

